

【参考資料 2】 2021 年 5 月 20 日付で日本学術振興会に送られた京都大学教員有志による質問状の内容  
(なお、個人情報保護の観点から非公表にする箇所を一部黒塗りした)

独立行政法人 日本学術振興会

理事長 里見 進様

平素は日本学術振興会における特別研究員事業を通して、京都大学に所属する若手研究者へのご支援をいただき、誠にありがとうございます。このたび、今年度の日本学術振興会特別研究員 (DC) に対する特別研究員奨励費の配分についてお伺いしたいことがあり、この書状をお送りさせていただきました。

お伺いしたい内容は、今年度採用の DC に対する特別研究員奨励費の減額についてです。なかでも、(1) 多くの特別研究員に対して、例年に比べて大幅な減額がなされていること、(2) 減額対象者に対する内定額が一律に設定されていること、(3) 対象者の全員が、フィールドワークを伴う調査研究を遂行するために「特別枠」として申請を行ったにも関わらず、非実験系の交付申請額の上限よりも少ない内定額とされていることについて、お伺いできれば幸いです。以下にこれらの点について、順を追ってご質問させていただきたく存じます。

(1) 多くの特別研究員に対して、例年に比べて大幅な減額がなされているという問題について

まず、今回の私たちのご質問は、個々の特別研究員の交付申請に関する審査の内容についてのお問い合わせではないという点について、ご理解いただければ幸いです。

現時点で私たち教員が把握している限りにおいて、今年度 DC に採用された京都大学所属の特別研究員のうち、例年に比べて著しく低い奨励費の内定額を通知された人は 15 名います。その全員が、                     や              研究をはじめ、海外でのフィールドワークを伴う調査研究に携わる者です。また、そのほぼ全員が、採用年度の 1 年目は              万円、2 年目以降は              万円という一律の内定額となっていることが判明しております (添付資料をご参照ください)。

また、5 月 8 日に行われた                                      会理事会においてこの問題が取り上げられた際に、同様の減額措置は京都大学に所属する特別研究員 (本年度採用の DC) だけではなく、少なくとも立命館大学、東北大学、神戸大学に所属する                      専攻の特別研究員 (本年度採用の DC) に対して、同一の内定額が通知されていることが判明いたしました。私たちはこれまで、長きにわたって特別研究員を指導して参りましたが、これほど多くの研究員に対して一律に大幅な減額がなされたことはなく、今年度の状況は前代未聞の事態であると考えられます。

(2) 減額対象者に対する内定額が一律に設定されているという問題について

前述致しましたように、各々の特別研究員の調査地や研究内容の違いにかかわらず、減額の対象となった 15 名に対しては、ほぼ一律の内定額が通知されています。このことは、特別研究員奨励費の配分にあたって、申請書に照らした適切な判断や審査がなされているかどうかという点について、大きな疑問を抱かせるものです。

仮に、「申請書に記載された理由の妥当性が認定されず、大幅に減額された」ということであれば、これら 15 名全員の調査研究にかかる申請書に、その内容の妥当性を認定できないような問題があったということになります。しかし、それぞれの特別研究員は、適切かつ遂行可能な研究計画をもって応募したからこそ、日本学術振興会

による厳正な審査に通り、特別研究員として採用されたはずですが、それにもかかわらず、15名もの特別研究員に対して、事前に申請した調査研究が遂行できないほどの減額措置をとらざるを得ないということは、それぞれの申請の内容に問題があったというよりも、審査もしくは予算配分の過程に問題があったとしか考えられません。

(3) 対象者の全員がフィールドワークを伴う調査研究を遂行するために「特別枠」として申請を行ったにも関わらず、非実験系の交付申請額の上限よりも少ない内定額とされている問題について

本件についての本学教員からの電話でのお問い合わせに対して、研究事業部・研究助成第一課の尾崎様からは、「募集要領1ページ「3応募総額」に「認めることがある」との記載があるとおり、〔特別枠での申請内容は〕応募者によっては認められないことがあります」とのご回答をメールにていただきました。しかしながら今回、減額措置の対象者に対しては、特別枠（上限150万円）どころか、1年目■■■万円、2年目以降■■■万円という、非実験系の上限（60万円）よりもさらに低い内定額が通知されています。現状のような内定額では、それぞれの特別研究員が緻密な計画の上で申請し、厳正な審査を経て採択された研究計画を遂行することは極めて困難です。

私たちは特別研究員の指導にかかわる者として、これほど多くの特別研究員（今年度採用のDC）が一律に大幅な減額の対象となっていることの原因を、ご説明いただきたいと思います。いうまでもなく、特別研究員の研究プロジェクトは厳正な審査を経て採択されており、特別研究員は予定されている採用年限内に一定の成果を出す義務を負っています。また、その指導にかかわる私たちは、特別研究員の研究成果報告書を確認し、研究の進捗状況について評価し、報告する義務を負っています。しかし、このたびの減額措置は、その対象者にとってそもそも採択された研究プロジェクトを遂行することが不可能になるほどのものであり、私たちと致しましても、このような状況では当該の特別研究員の研究の進捗について、適切な判断を下すことができません。

最後に、減額対象者の全員が海外でのフィールドワークを伴う調査研究を予定していることから、今回の減額措置は、COVID-19の影響により海外での調査を遂行することが困難であることを前提としてなされたのではないかと推測されます。しかしながら、減額の対象となった特別研究員が渡航を予定している国々の多くは、先方の要請する要件を満たせば現時点で渡航可能であり、また来年度以降はその要件も緩和されることが予想されます。各々の特別研究員は、渡航先の状況に関する情報を収集して慎重かつ確実な研究計画を立てており、すでにビザの取得をはじめとする渡航準備を始めていた研究員もいます。しかしながら、来年度以降も含む一律の減額措置によって、措置の対象となった特別研究員は研究計画の変更や縮小を余儀なくされています。

今回、減額の対象となった若手研究者の多くは、せっかく特別研究員（DC）として採用されたにも関わらず、予定していた研究計画を遂行できないほどの減額措置がなされたことに、大きな落胆と失望を覚えています。今回のような減額措置は、研究者を目指す有望な若手研究者の意欲をくじき、将来の展望を危うくするものであり、中長期的には学問分野の衰退にもかかわってくる大きな問題であると考えます。

以上のような現状と問題をご理解いただき、まずは上記の問題に対する具体的なご説明をいただければ幸いです。そのうえで、内定額の見直しをご検討いただくことを希望いたします。

たいへんど多忙のところ恐縮でございますが、お返事をお待ちしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

2021年5月20日